

大和市告示第126号

大和市がん患者等ウィッグ購入費助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年8月25日

大和市長 大 木 哲

大和市がん患者等ウィッグ購入費助成要綱の一部を改正する要綱

大和市がん患者等ウィッグ購入費助成要綱（平成27年大和市告示第62号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成要綱

第1条中「ウィッグ」の次に「又は胸部補整具」を加える。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、過去にこの要綱による助成を受けた者を除く。

第2条第1号中「抗がん剤治療等の副作用による脱毛症状」を「がん治療に伴う脱毛又はがんの手術療法に伴う乳房の変形」に、「ウィッグ」を「次条第1項に規定する補整具」に改め、同条第2号中「第5条の」の次に「規定による」を加える。

第3条中「は、ウィッグ（ウィッグ装着時に皮膚を保護するためのネットを含む。）」を「（以下「助成対象費用」という。）は、次に掲げる補整具（以下「補整具」という。）」に改め、「とし、1人につき1個を限度」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) ウィッグ（ウィッグ装着時に皮膚を保護するためのネットを含む。）
- (2) 胸部補整具（補整下着、パッド、人工ニップル、人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）その他乳房の変形を補整する機能を有する物をいう。以下同じ。）

第3条に次の1項を加える。

2 他の制度により当該補整具の購入に係る費用の助成等を受けている場合には、当該補整具の購入に係る費用から当該助成等の額に相当する額を控除した額を、助成対象費用とする。

第4条第1項中「実際にウィッグを購入するために要した費用」を「助成対象費用」に、「し、1人につき1回を限度として助成する」を「する」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「ウィッグ」を「補整具」に、「大和市がん患者等ウィッグ購入費助成金交付申請書」を「大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成金交付申請書」に改め、同条第2号中「脱毛」を「ウィッグを購入した場合にあっては脱毛」に改め、「書類」の次に「胸部補整具を購入した場合にあってはがんの手術療法に伴う乳房の変形があることを証明する書類」を加える。

第6条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「審査の上、」を「審査し、助成金の」に、「交付するときは大和市がん患者等ウィッグ購入費助成金交付決定通知書により、交付しないときは大和市がん患者等ウィッグ購入費助成金不交付決定通知書」を「大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成金交付決定通知書又は大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成金不交付決定通知書」に改める。

第7条第1項中「大和市がん患者等ウィッグ購入費助成金交付請求書」を「大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成金交付請求書」に改める。

別表様式の名称の欄を次のように改める。

大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成金交付申請書
照会同意書
大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成金交付決定通知書
大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成金不交付決定通知書
大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成金交付請求書

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。